

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
昭和 33 年 5 月 1 日から 36 年 4 月 1 日までの間、A 事業所において B 職種に従事していた。申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A 事業所に勤務したと主張しているが、A 事業所は、「退職者名簿等の記録を確認したが、申立人の氏名は無かった。」と回答している。

また、A 事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者(一人)は、「A 事業所においては、入社から 3 か月間を経過した後に、健康診断を実施し、その結果によって採用を決定していた。申立人は、私と一緒に入社したが、試用期間が終了するころに退職した。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿において、当該同僚が厚生年金保険の被保険者の資格を取得した時期と、入社したとする時期が一致していないことから、当時、申立てに係る事業所は、従業員全員までは、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえる。

さらに、C 健康保険組合は、「申立人に該当する健康保険の被保険者記録は無かった。申立期間当時、B 職種の業務は外部発注していたと聞いたことがあるので、申立人は、A 事業所が外部に発注を行っていた事業所の従業員だったのではないか。」と回答しているところ、申立人及び A 事業所は、申立期間当時の外部発注先とされる事業所の名称を把握していないことから、外部発注先とされる事業所における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等が確認できない。

加えて、申立期間におけるA事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。